

保健・福祉関係施設制度一覧

平成24年4月1日現在

種別	施設名	設置根拠	概要			現状	制度	運営費の財源	費用徴収
			整備財源	施設数	目標数				
救護	救護施設 (入所)	生活保護法 § 40、41	身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活扶助を行なうをやむを得ない場合	国1/2 県1/4等	法人	3	—	定員 240 市町村1/4	措置 国3/4 市町村
保健	市町村保健センター	地域保健法 § 18	地域住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査等身近で利用頻度の高い保健サービスを提供	—	41	—	—	市町村	なし
保健	母子健康セントラル (助産部門のみ入所)	母子保健法 § 22	母子保健に乳児及び幼児の保健指導を行い、又はこれらとの事業に合わせて助産を行う	—	市町村 2	—	一部 措置	市町村	入所措置は所得応能負担
老人	地域包括支援センター (利用)	介護保険法 § 115の45	高齢者の介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的なケアマネジメント等を実施し、高齢者を包括的に支援する施設	—	27	—	—	交付金	なし
老人	介護老人保健施設 (入所・通所)	介護保険法 § 8 25	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、介護が必要な高齢者等が入(通)所する	国交付 (小規模のみ)	介護事業 支援計 画 支 付 金 医療法人 社会福祉法人 社会医療法人 社会医療法人 (介護 床 から の 養 老 院 の 分 を 合 む。)	2,510床	介護 保 険 保 険	介護報酬 1割負担+居 住+日常生活 費	介護報酬 1割負担+居 住+日常生活 費
老人	養護老人ホーム (入所)	老人福祉法 § 20の4	65歳以上の者で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な者を入所させることとして、食事、入浴など日常生活、またレクリエーションや生活向上を行う	—	市町村 8 法人 15	老人福祉 計画 人 1,241人	措置 市町村 一般財源	所得別の応能負担	所得別の応能負担
老人	特別養護老人ホーム (入所)	老人福祉法 § 20の5 介護保険法 § 8 ④	65歳以上の者で、常時の介護を必要としつゝ、生活に困窮する。入所者が困難な場合、常時の介護、食事、入浴など日常生活向上のための指導を行なう	国交付 (小規模のみ)	介護事業 支援計 画 支 付 金 医療法人 社会福祉法人 社会医療法人 社会医療法人 (介護 床 から の 養 老 院 の 分 を 合 む。)	75 人	介護 保 険 保 険	介護報酬 1割負担+居 住等	介護報酬 1割負担+居 住等

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の源	費用徴収
老人	軽費老人ホーム (ケアハウス) (入所)	老人福祉法 § 20の6	60歳以上の者で、自炊が出来ない程度の身体機能するが日常生活上必要とする者を受ける施設。入所者、手続き・食事や入浴の準備、緊急時の対応等による生活相談。	国交付(小規模の指定区分)	法人 17	—	1,000人	契約	事務費補助金	事務費:所得別応能負担 生活費:全額自己負担 管理費:全額自己負担
	有料老人ホーム (入所)	老人福祉法 § 29	老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、労働事務の提供又は日常生活上必要な便宜であるための供与をを定めるもとの供与をを決める内容は契約による。入所の条件、入所の権利を定めた内容は契約による。	—	53	—	1,496人	契約	—	利用料全額自己負担
児童	児童養護施設 (入所)	児童福祉法 § 41	原則として乳児を除いて、保護者を要する児童、虐待された児童を養護し、これを養護し、児童の自立を援助して、児童の自立を援助する。	国交付	法人 3	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応能負担
	児童自立支援施設 (入所)	児童福祉法 § 44(施行令 § 10)	不良行為を有する児童及び家庭の児童等を有する児童を、児童の自立を援助して、児童の自立を援助する。	国交付	県立 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応能負担
	情緒障害児短期治療施設 (入所・通所)	児童福祉法 § 43②	軽度の情緒障害を有する児童を、短期入所させ、又は保育者下から通わせて、その他の援助を行なう。	国交付	法人 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応能負担
	自立援助ホーム	児童福祉法 § 33⑥①	児童養護施設等を退所し、就職する児童等に對し、共通生活ををべきを行なう。	国交付	法人 1	2箇所	1箇所	措置	国1/2 県1/2	所得別の応能負担
	乳児院 (入所)	児童福祉法 § 37	原則として乳児(保健上その他の理由により特に必要とする場合)を入院させ、これを養育する。	国交付	法人(日赤)	1	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応能負担
	母子生活支援施設 (入所)	児童福祉法 § 38	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその他の者を保護する。	—	法人 1	—	—	契約	市町村実施 国1/2県1/4市町村1/4	所得別の応能負担
	助産施設 (入所)	児童福祉法 § 36	保健上必要があるにものかわらず、経済的理由により助産院を受ける。	—	市町村 1	—	—	契約	市町村実施 国1/2県1/4市町村1/4	所得別の応能負担

種別	施設名	設置規則	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の源	費用徴収
児童	保育所 (通所)	児童福祉法 §39	保護者の労働又は疾病等により保育に欠ける乳幼児に保育するにあつた場合に保育する	県安心こども基金	市町村82 法(等)205	—	—	契約	国1/2 市町村1/4 (民設保育所)	所得別の応能負担
	認定こども園 (通所)	就学前の子どもの教育及び保育並びに保健機能を備え、認定基準を満たす施設	小学校就学前の子育て支援を総合的に提供する機能を備え、認定基準を満たす施設	県安心こども基金	市町村2 法人2	—	—	契約	類型に存する既稚園の度心基助(安心基補助等)金)	施設毎に定める
	べき地保育所 (通所)	設置要綱	保育所を設置することが困難な地域において、保育を行ふ	市町村	3	—	—	契約	国交付金	市町村が定める
	児童厚生施設 (利用)	児童福祉法 §40	児童館等により、児童に健全な遊びを豊かにする	国1/3 県1/3 (児童館)	児童館16 児童遊園8	—	—	—	国、県、市町村各1/3 (児童館)	市町村が定める
	福祉型障害児入所 施設	児童福祉法 §42①	知的障がい児を入所により、保護するため支援を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	公立 法人2 3	—	5カ所	措置契約	国1/2 県1/2	所得別の応能負担
	医療型障害児入所 施設	児童福祉法 §42②	肢体の不自由な児童及び重度の知的障がい、肢体不自由な児童を生活のため支援する	基準額のうち 国2/3 県1/3	法人	1	—	措置契約	国1/2 県1/2	所得別の応能負担

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の源泉財	費用徴収
児童 進行性筋萎縮症児 病棟	児童福祉法 § 27②	進行性筋萎縮症児・者を入院させて治療及び日常生活の指導を行う	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う	国10/10 独立行政法人松江医療センター	1 独立行政法人松江医療センター	1 独立行政法人松江医療センター	1 独立行政法人松江医療センター	措置契約	(児) 国1/2 県1/2 (者) 国1/2 県1/4 市町村1/4	所得別の応能負担
重症心身障がい児 病棟	児童福祉法 § 27②	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う	国10/10 独立行政法人松江医療センター	1 独立行政法人松江医療センター	1 独立行政法人松江医療センター	1 独立行政法人松江医療センター	措置契約	国1/2 県1/2	所得別の応能負担
身体障がい 点字図書館	身体障害者 福祉法 § 34	無料又は低額な料金で、点字刊行物及び盲人用の録音物の貸出及び閲覧を行う	無料又は低額な料金で、点字刊行物及び盲人用の録音物の貸出及び閲覧を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	2	2	2 力所	利用 補助・委託	国1/2 県1/2	所得別の応能負担
身体障がい 聴覚障がい者情報 提供施設	身体障害者 福祉法 § 34	手話入りビデオカセットの製作及び無料又は低額な料金でそれらを貸出しし、又は聴覚障害がい者に對し手話通訳者派遣等コミュニケーションの支援を行う	手話入りビデオカセットの製作及び無料又は低額な料金でそれらを貸出しし、又は聴覚障害がい者に對し手話通訳者派遣等コミュニケーションの支援を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	2	2	2 力所	利用 委託	国1/2 県1/2	所得別の応能負担
障がい 障害者支援施設	障害者自立 支援法 § 5⑫	入所者に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等の施設入所支援がい福利施設等の提供する	入所者に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等の施設入所支援がい福利施設等の提供する	基準額のうち 国2/3 県1/3	32	32	32 力所	契約 自立支援	国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
障がい 生活介護	障害者自立 支援法 § 5⑯	常時介護を要する人に、昼間、入浴、排せつ、食事の機会提供する	常時介護を要する人に、昼間、入浴、排せつ、食事の機会提供する	基準額のうち 国2/3 県1/3	68	68	68 力所	契約 自立支援	国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
共通 自立訓練（機能訓練）	障害者自立 支援法 § 5⑬	身体障がい者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるようヨリテーション、生活に関する相談、助言等を行	身体障がい者に対し、自定期間、ヨリテーション、生活に関する相談、助言等を行	基準額のうち 国2/3 県1/3	2	2	2 力所	契約 自立支援	国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
障がい共通	自立訓練（生活訓練）	障害者自立支援法§5⑬	知的障がい者、精神障がい者に対し、自立した日常生活や社会生活ができる必要な訓練、生活等に関する相談、助言等を行う	基準額のうち国2/3県1/3	18	18カ所	契約	自立支援給付国1/2県1/4市1/4	所得別の応能負担	
	就労移行支援	障害者自立支援法§5⑭	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労等を行なう必要ある知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う	基準額のうち国2/3県1/3	22	22カ所	契約	自立支援給付国1/2県1/4市1/4	所得別の応能負担	
	就労継続支援A型	障害者自立支援法§5⑮	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約の締結その他のために必要な訓練等を行なうとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う	基準額のうち国2/3県1/3	15	15カ所	契約	自立支援給付国1/2県1/4市1/4	所得別の応能負担	
	就労継続支援B型	障害者自立支援法§5⑯	一般企業等での就労や雇用契約による就労が困難な人とのために、活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行なう	基準額のうち国2/3県1/3	87	87カ所	契約	自立支援給付国1/2県1/4市1/4	所得別の応能負担	
	共同生活介護	障害者自立支援法§5⑰	夜間や休日、共同生活を行う住居において、入浴、排泄等、食事の介護等を行う	—	47	47カ所	契約	自立支援給付国1/2県1/4市1/4	所得別の応能負担	
	共同生活援助	障害者自立支援法§5⑯	地域において共同生活を行う住居において、日常生活上の援助を行う	—	54	54カ所	契約	自立支援給付国1/2県1/4市1/4	所得別の応能負担	

*障害者支援施設と、生活介護・生活訓練（機能訓練）・自立訓練（機能訓練）・就学移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の各施設の間で施設数を一部重複して計上している。